

# 定 款

公益社団法人長崎県食品衛生協会

(令和3年6月10日一部改正)

# 公益社団法人長崎県食品衛生協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長崎県食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県西彼杵郡長与町に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内の各食品衛生協会と連携を図り、飲食等に起因する中毒、感染症その他の危害の発生を防止するための諸事業を行うとともに、食品関係事業者への食品衛生管理の指導並びに消費者へ食品衛生知識の向上のための普及啓発を行い、もって、公衆衛生の向上と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生指導員による自主衛生管理事業の推進
- (2) 食品衛生の向上に関する相談・指導及び調査研究
- (3) 法令等に準拠した資格取得に必要な講習会の開催
- (4) 食品衛生の向上に必要な人材の育成に関する事業及びその支援
- (5) 科学的知見にもとづく食品・農水産物及び飲料水等の安全性、有益性等に関する試験・検査等の事業並びに保健及び環境の保全に係る試験、調査等の事業
- (6) 食品衛生の向上に関する顕彰
- (7) 食品衛生の向上に関する講習会及びセミナー等の開催及びその支援
- (8) 食品衛生の普及啓発のためのイベントの開催及びその支援
- (9) 会員並びにその従業員の福利厚生及び健康増進に関する事業
- (10) 前各号の事業に必要な出版物等の発行及び情報の発信
- (11) 前各号に関連する収益事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 第1項の事業のうち、公益目的事業については、長崎県において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 会 員

#### (会員の種類)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、県内の各食品衛生協会を構成する者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、その事業を賛助するために入会した、個人又は法人若しくは任意団体

#### (社員等)

第7条 この法人の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、前条第1号に規定する正会員の中から、総会の決議を経て別に定める社員選出規程にもとづき、選挙により選出された者をもってこれに充てる。

- 2 社員は、概ね正会員300人の中から1人の割合をもって選出される者をもって社員とする（端数の取扱いについては、理事会で定める）。
- 3 社員の任期は2年とし、社員選挙で選出された日から2年後に実施される社員選挙の日までとする。
- 4 社員が、責任追及の訴え、総会決議取消の訴え等、法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間は、前項の規定にかかわらず、当該社員の任期は終了しないものとする。
- 5 任期の満了前に退任した社員の補欠又は増員により選出された社員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 6 この定款で定めた社員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した社員は、新たに選出された社員が就任するまで、なお社員としての権利義務を有する。
- 7 社員の選出に当たって、正会員は他の正会員と等しく選挙権及び被選挙権を有する。理事又は理事会は、社員を選出することはできない。
- 8 正会員は、社員と同等の情報開示請求権を有する。
- 9 定款第7条第6項の規定にかかわらず社員が正会員の資格を喪失した場合は、正会員資格を喪失した時点をもって社員の資格を喪失する。

#### (入 会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める「会員及び会費に関する規程」に基づき申込まなければならない。

#### (会 費)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項については、総会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

#### (任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該総会の開催の日から1週間前までに除名する旨の通知を行い、かつ、総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対して除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条に定める場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に定める支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 会員が資格を喪失した場合においても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金はこれを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開 催)

第16条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と判断したとき。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を付して、総会の招集の請求があったとき。

(3) 前項の規定による請求をした社員が、裁判所の許可を得て、総会を招集したとき。

#### (招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第2項2号の定めにより、総会の招集の請求があったときは、請求のあった日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

3 会長（前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合には、当該社員）は、総会の開催の日の2週間前までに、社員に対して、総会の日時、場所、目的事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。

4 会長（前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合には、当該社員）は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、電磁的方法により通知をすることができる。

5 前4項の規定にかかわらず、総会は、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (議 長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

#### (議決権)

第19条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

#### (決 議)

第20条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 法人の解散

(5) 法人の合併等

(6) 一般社団法人の継続

(7) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項による決議を経なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ、会長に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとに提出しなければならない。

#### (書面による議決権の行使)

第22条 書面により議決権を行使する場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

#### (議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち11名を執行理事とする。執行理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。但し専務理事については選任しないことができる。
- 3 前項の会長及び副会長1名をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の副会長(ただし、代表理事である副会長を除く)、専務理事及び執行理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 会長、副会長、専務理事及び執行理事以外の理事のうち、2名以内を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

#### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前条第3項に定める会長及び副会長、代表理事を除く副会長、専務理事、執行理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員欠格事由)

第25条の2 法人法第65条第1項各号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条1号に該当する者は、役員となることができない。

(役員資格喪失)

第25条の3 役員就任後に前条に該当するに至った者は、その時点でこの法人の役員資格を喪失する。

(役員等の親族等割合の制限)

第26条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。なお、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、代表理事である副会長がその職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 執行理事及びその他の業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事、執行理事及びその他の業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議にもとづいて行わなければならない。

#### (役員報酬及び費用)

- 第31条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 役員には、総会において別に定める支給基準にもとづき、その職務を執行するために必要な費用を弁償することができる。

#### (役員等の損害賠償責任の一部免除)

第32条 この法人は、理事会の決議によって、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 顧問

#### (顧問)

- 第33条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
  - 3 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 顧問は、会長の諮問に応え、関係する会議に出席して意見を述べることができる。
  - 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

- 第34条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第35条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督



- (3) 会長、副会長、専務理事、執行理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) この法人の業務の適性を確保するための内部管理体制の整備
  - (6) 第32条に定める役員等の損害賠償責任の一部免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要と認めたときに開催する。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 理事会を招集する者は、理事会の開催の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 前条の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印しなければならない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第42条 会長は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認められるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備え置き)

第44条 この法人の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。  
なお、備え置くべき期間につき法令に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
  - (2) 役員等名簿
  - (3) 会員名簿
  - (4) 社員名簿
  - (5) 社員選出規程
  - (6) 事業計画書
  - (7) 収支予算書
  - (8) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
  - (9) 社員総会及び理事会の議事録
  - (10) 貸借対照表
  - (11) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (12) 財産目録
  - (13) 事業報告
  - (14) 附属明細書
  - (15) 監査報告書
  - (16) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (17) 役員等に対する報酬の支給基準
  - (18) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるものとする。

## 第10章 会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、第1項に規定する事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬及び費用の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定にもとづき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(基金)

第49条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還手続については、返還する基金の総額について、定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を、理事会において、別に定めるものとする。

(会計の原則)

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に従う。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更を行おうとするときには、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出て、認定を受けなければならない。(ただし、軽微な変更を除く。)

(合併等)

第52条 この法人は、総会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

- 附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、山口 弘勝、副会長は、永富 正義、酒井 孝一、江口 栄、専務理事は、宮田 光男、常務理事は、馬場 昌武、草野 寿明、吉澤 紀一、安永 福治、前田 勇、川谷 満、理事は、山口 弘勝、永富 正義、酒井 孝一、江口 栄、宮田 光男、馬場 昌武、草野 寿明、吉澤 紀一、安永 福治、前田 勇、川谷 満、宮嶋 利信、木下 喜行、堺 宏、村木 營介、山下 弘司、開 徹也、村川 一人、林田 壽彦、小嶋 光明、濱川 学、清水 権吉、濱田 尚武、木下 博史、都知木 睦、中島 充也、笠松 康雄、監事は、橋本 邦芳、馬渡 孝一、外部監事は、手塚 堅太郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行の前に、社団法人長崎県食品衛生協会の定款にもとづき定められた規程又は議決された事項は、この定款に定められた規程又は議決された事項とみなす。

- 附則 平成25年5月28日一部改正
- 附則 平成26年6月18日一部改正
- 附則 平成28年6月15日一部改正
- 附則 平成29年6月15日一部改正
- 附則 平成30年6月11日一部改正
- 附則 令和元年6月13日一部改正
- 附則 令和3年6月10日一部改正